

映画著作権の保護期間延長が必要

専門委員 福田慶治

1. 現行法は、映画の著作物の保護期間を、「公表後50年」（創作後50年以内に公表されないときは、創作後50年）と定めているが、改正の必要がある。

公表後50年から公表後70年に

2. 日本映画の黄金期の作品の著作権が、消滅しようとしている。

→（別紙資料1.）

※小津安二郎監督作品

- ・昭和27年までの公開作品（「宗方姉妹」「お茶漬の味」等）は、今年12月31日で著作権消滅
- ・昭和28年公開作品（「東京物語」）は、来年12月31日に著作権消滅

※溝口健二監督作品

- ・昭和26年までの公開作品（「武蔵野夫人」等）は、既に著作権消滅
- ・昭和27年公開作品（「西鶴一代女」）は、今年12月31日で著作権消滅
- ・昭和28年公開作品（「雨月物語」）は、来年12月31日で著作権消滅

世界的にも極めて高い評価を得ている昭和20年代後半の映画の著作権が、続々と消滅しつつある。

→ 一刻も早く保護期間の延長をはかることが、映画関係者の悲願

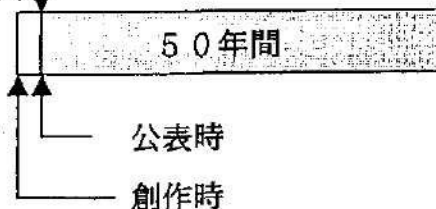
3. 他の著作物の保護期間との違い

映画以外の著作物は、「創作～著作者の死亡時プラス50年間」の保護を受けているのに、映画の著作物は「公表後50年間」の保護しかない。

通常の著作物



映画の著作物



映画では、この分だけ短くなっている。

- 川端康成（1972年没）の小説「伊豆の踊子」（1926年公表）は、1926年から2022年まで合計96年間の保護を受けている。

しかし、小説公表から半世紀も後に製作された映画「伊豆の踊子」（1974年 山口百恵主演）は2024年までの50年間の保護しか受けられない。

- ・ 映画の場合は、創作時と公表年とが近接しており、「お蔵入り」がほとんどない。

仮に「お蔵入り」があっても、映画の著作物は、公表されない限り、経済的利用ができない。

→ 「経済的利用権」が保証されているのは50年間だけ

※ 以上の点は、コンピュータプログラム等とは異なる。

- ・ コンピュータプログラムには、公表されることを必ずしも予定していないものがある（著作権法15条2項参照）。

公表されなくとも、経済的利用がなされている（銀行のコンピュータシステムなど）。

- ・ 平均寿命の伸長により、現行法制定時よりも更に、不均衡が拡大している。

昭和45年の平均寿命			平成12年の平均寿命	
男	69.31歳	→	77.64歳	
女	74.66歳	→	84.62歳	

(2000年簡易生命表)

以上のことから、映画の著作物と他の著作物とのバランスをとる必要がある。そこで、公表後50年ではなく、一定期間を追加すべき。

追加すべき期間は、「公表～著作者の死亡時」までの平均的期間であるが、アメリカ合衆国法（25年追加）をも参酌しつつ、さしあたり20年が適切

よって、映画の著作物の保護期間は、公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは創作後70年）とするべき。

4. 公表後50年間とする他の規定との比較

- ・無名・変名の著作物（52条）
- ・団体名義の著作物（53条）
- ・かつては、写真の著作物（削除された55条）

(1) 無名・変名の著作物について

実名の登録又は実名・周知の変名を表示した公表により、著作者の死後50年の保護を受けられる（52条2項）。

(2) 団体名義の著作物について

(3) 写真の著作物（削除された55条）

- ・かつて、写真の著作物の保護期間は、「映画を公表後50年としておいて写真を死後50年とするという両者のバランス問題を生じること」を理由の一つとして、「公表後50年」とされていた（加戸「著作権法逐条講義三訂新版」328頁）。
- ・しかし、平成8年の法改正により「死後50年」に改められた。
- ・現在では逆に、写真と映画との間でバランス問題が生じている。

5. 商業的利用の継続

- ・ 旧作映画は、ビデオ化やテレビ放映などによる経済的利用が活発に継続されている。
- ・ 資産価値を現に有し、経済的利用が行われている作品の著作権を消滅させるべきでない。
- ・ 著作権を消滅させると、かえって円滑な利用が行われなくなる。
- ・ 経済的効果の試算（別紙資料2.）

映画の保護期間を20年延長した場合の経済的効果を試算すると、映連加盟社の映画につき、

184億1100万円

となる。

6 主要先進国との比較

● アメリカ合衆国（アメリカ著作権法302条）

- ・ 通常の著作物は著作者の死後70年
- ・ 映画の著作物を含む「職務著作物」は、発行後95年又は創作後120年のいずれか早いほう
- ← 公表時起算の場合と死後起算の場合とで、25年の差を設けている。

● EU指令

（ドイツ、フランス、イギリスの国内法も同様）

- ・ 通常の著作物は著作者の死後70年（1条）
- ・ 映画の著作物については、「主たる監督、脚本家、台詞構成者、映画のために特に創作された音楽の作曲者」のうち最後まで生存した者の死後70年（2条）

昭和28年(1953年)に公開された主な作品

作品名	製作会社	監督
ひめゆりの塔	東映東京	今井正
千羽鶴	大映東京	吉村公三郎
夏子の冒険	松竹大船	中村登
やっさもっさ	松竹大船	渋谷実
雨月物語	大映京都	溝口健二
煙突の見える場所	新東宝	五所平之助
プーサン	東宝	市川崑
妻	東宝	成瀬巳喜男
縮図	新東宝	新藤兼人
欲望	大映東京	吉村公三郎
日本の悲劇	松竹大船	木下恵介
青色革命	東宝	市川崑
戦艦大和	新東宝	阿部豊
旅路	松竹大船	中村登
祇園囃子	大映京都	溝口健二
あにいもうと	大映東京	成瀬巳喜男
雁	大映東京	豊田四郎
君の名は	松竹大船	大庭秀雄
花の中の娘たち	東宝	山本嘉次郎
蟹工船	現代プロ	山村聡
地獄門	大映京都	衣笠貞之介
花の生涯	松竹京都	大曾根辰夫
夜明け前	新東宝	吉村公三郎
東京物語	松竹大船	小津安二郎
にごりえ	新世紀映画・文学座	今井正
恋文	新東宝	田中絹代

